

公 告
令和5年9月5日

七尾市観光 PR ポスター・テーブルクロス制作業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

一般社団法人なお・なかのと DMO
理事長 谷 崎 裕

1. 業務の概要

(1) 業務名称

七尾市観光 PR ポスター・テーブルクロス制作業務委託

(2) 業務の目的

本業務は（一社）なお・なかのと DMO（以下、「DMO」という。）において、北陸ディスプレイネーションキャンペーン「全国宣伝販売促進会議」における効果的な情報発信の取組の一環として実施するものである。これにより七尾市の魅力を PR し、知名度向上及び観光客の誘客促進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和5年11月6日（月）まで

(5) 履行場所

七尾市内

2. 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 石川県内に事務所を有している企業等であること。
- (2) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有していること。
- (3) 過去に同種の業務を履行した実績を持つこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団、その他、業務を遂行するに相応しくない者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

3. 参加手続

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒926-0175 石川県七尾市和倉町2部13番地1

和倉温泉お祭り会館1F 一般社団法人なお・なかのと DMO

電話 (0767)－62－0900

FAX (0767)－62－0901

E-mail info@nn-dmo.or.jp

- (2) 実施要領・仕様書・参加表明書等の入手方法

一般社団法人なお・なかのと DMO 法人向けサイト

URL <https://corp.nn-dmo.or.jp/>

- (3) 実施要領・仕様書等に係る質問書

ア 質問方法

質問書（様式第2号）を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和5年9月5日（火）から9月25日（火）17時までとする。（ただし受信確認は、土・日曜日を除く8時30分から17時までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

(1) に示す場所とする。

エ 回答方法

令和5年9月26日（水）17時までに、随時一般社団法人なお・なかのと DMO 法人向けサイトに掲載します。

(4) 参加表明書の提出

ア 提出方法

郵送又は持参

イ 提出期限

令和5年9月12日(火) 17時必着

ウ 提出場所

(1)に同じ。

エ 参加資格確認結果

参加表明書提出者に対し、参加資格確認結果を通知する。

郵送の場合は書留を利用し、期限までに到達するよう送付すること。

なお、郵送事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立てはできない。

(5) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和5年9月13日(水) から令和5年9月28日(木) 17時まで(受付時間帯は、土・日・祝日を除く8時30分から17時までとする。)

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参

エ 提出部数

正本1部、副本4部(会社概要及び見積書は正本1部)

4. 審査の手続き及び受託候補者の選定

提出された企画提案書の審査は DMO が設置する「七尾市観光 PR ポスター・テーブルクロス制作業務委託プロポーザル選定委員会」が行い、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

また、審査に当たってはプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も評価の高い事業者を受託候補者として選定する。

5. 契約方法

受託候補者と DMO との協議が整い次第、契約を締結するものとする。ただし、受託候補者が参加資格要件を満たさないこととなった場合及び失格事項に該当した場合は、契約を締結しない。

6. その他

(1) 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は無効とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出書類について提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 審査の公平性影響を与えるような不誠実行為があった場合

オ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積金額が実施要領に示した事業規模（提案上限額）を超える場合

キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合

ク 著しく審議に反する行為があった場合

(3) 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。

(4) その他詳細は、実施要領による。